

答申第 180 号
令和 6 年 4 月 26 日

兵庫県教育委員会
教育長 藤原俊平様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中川丈久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和 6 年 1 月 5 日付け諮問第 4 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

県立高校の学校行事における生徒指導に関する公文書

第 1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

1 公文書の公開請求

令和 5 年 7 月 31 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

本件公開請求の対象は、令和 5 年 2 月に特定の県立高等学校で举行された学校行事においてなされた生徒指導事案（以下「本件事案」という。）に関する当該県立高等学校における各種会議録、やりとりの記録、説明内容を示すもの等（以下「本件公開請求文書」という。）である。

2 本件請求に係る公文書非公開決定

令和 5 年 8 月 9 日、実施機関は、本件公開請求文書の存否を明らかにすることで、実施機関が発表していない高等学校の特定が可能となり、特定された高等学校への多数の問い合わせが入ること等が予想され、在籍生徒への影響のみならず、通常の教育活動に支障をきたすおそれがあるため、条例第 9 条の規定に基づき、本件公開請求文書の存否を明らかにしないで非公開とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和 5 年 8 月 17 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和 6 年 1 月 5 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公文書公開決定を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

(1) 審査請求書

本件処分の通知書には疑義が存在する。特定の高等学校の封書が用いられ、当該通知書の番号には、当該特定の高等学校が付す文書番号が記載されている。本来、当該特定の高等学校の校長名と公印が押されるべきところ、「県教育委員会」の名と公印が押されている。これは公文書偽造ではないのか。

当該特定の高等学校の校長名による責任ある回答をいただきたい。

公開によって高等学校名の特定が可能となるということであれば、高等学校名のみを非公開（黒塗り）にするのも仕方ないと考える。

特定の高等学校宛に情報公開請求したのは、令和5年5月に実施された実施機関等との交渉で学校名を出して議論した経緯があるからである。

(2) 意見書

学校の施設等の管理については、実施機関の管轄であるが、校務運営について責任を負うのは校長である。校長の校務運営に関する開示請求に関して、校務運営に実施機関が介入するのは越権行為である。また、学校の校務運営に関する文書を実施機関が作成するのは公文書偽造といえる。

令和5年5月に実施機関等との交渉が行われた。当該交渉では、学校名も特定の高等学校であるとして議論が行われた。このことを前提として、文書の公開請求を行った。

特定の高等学校の校務運営の責任者は校長である。校長が学校経営のガバナンスのアカウントビリティ（説明責任）を持つ。実施機関の陰に隠れるようなことをせず、校長には責任者として正々堂々としていただき、県民の知る権利を尊重し、県民に説明する責務を果たしていただきたいと思う。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分の理由

審査請求人は、特定の高等学校を特定し本件請求を行っているが、実施機関は

本件事案のあった高等学校名を公表しておらず、本件公開請求文書の存否を明らかにすることで特定の高等学校における本件事案の存否を明らかにすることとなり、また、各高等学校に同様の請求を行うことにより、事案が発生した高等学校の特定が可能となり、特定された高等学校への多数の問い合わせが入ること等が予想され、在籍生徒への影響のみならず、教育事業の性質上、教育事業である高等学校における教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（条例第6条第6号）を明らかにすることとなるため、条例第9条に基づき本件処分を行ったものである。

2 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分は不当であり、公開によって高等学校名の特定が可能となるということであれば、本件公開請求文書について、高等学校名について非公開とした上での公開開示を求めている。

また、実施機関が作成した本件処分にかかる通知書の文書番号に特定の高等学校が付す文書番号が記載されていながら、「県教育委員会」の印が押印されていることに疑義を呈している。

(2) 審査請求人の主張に対する反論

実施機関は、本件事案に係る高等学校については「（特定の）市の県立高校」と公表しており、具体の高等学校名については、生徒個人への影響や通常の教育活動に支障をきたすおそれがあることを考慮し明らかにしていない。

したがって、本件公開請求文書の存否を明らかにすることができないのは、上記1のとおりであって、高等学校名を非公開として部分公開した場合も、特定の高等学校と特定した公文書公開請求に対して回答することになり、同様に本件事案が発生した高等学校の特定につながるため、部分公開することはできない。

なお、審査請求人は、令和5年5月に開催された特定の説明会（以下「説明会」という。）の際、本件事案が特定の高等学校におけるものであるとして議論が行われたため、実施機関に対して本件請求を行ったとしているが、説明会では実施機関より、本件事案が特定の高等学校で行われたとする回答はしていない。

また、兵庫県教育委員会事務決裁規則（昭和53年教育委員会規則第2号）第5条第2項及び兵庫県立学校処務規程（昭和44年教育長訓令甲第7号）第5条第8号により、条例の規定に基づき、請求書を受理すること、公文書を公開する旨又は公開しない旨の決定をすること及び公文書の公開を実施することは、

学校長が専決することができる事項とされている。実施機関において設置する特定の高等学校あてに提出された請求について、公開しない旨の決定を当該高等学校の文書番号を用いることは、同処務規程に反しておらず、また、情報公開条例施行規則（平成12年教育委員会規則第6号）第3条第2項の規定により、公文書非公開決定通知書の様式が定められており、同通知書には兵庫県教育委員会印の押印が求められている。

2 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

条例第9条は、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第6条各号の非公開情報を公開することになるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができるものと定めている。

公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開又は非公開の決定をすべきであるが、条例第9条は、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる場合について規定したものである。その趣旨は、公開請求に係る公文書の存否を答えることで条例第6条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれることを防止することにある。

特定の高等学校を特定した本件請求に対して、本件公開請求文書の存否を明らかにすることは、特定の高等学校における本件事案の存否を明らかにすることとなり、また、各県立高等学校に同様の請求を行うことにより、事案が発生した高等学校の特定が可能となる。よって、特定の高等学校における本件事案の存否を明らかにすることの条例第6条各号の該当性につき検討する。

実施機関は、本件事案のあった高等学校名について、「（特定の）市の県立高校」とし、本件事案発生及び高等学校の設置市域を明らかにしているが、高等学校名は明らかにしていない。これは、高等学校名を明らかにすると、特定された高等学校への多数の問い合わせが入ること等が予想され、在籍生徒への影響のみならず、教育事業の性質上、高等学校における教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の説明をしている。

当審議会から、実施機関に対して、教育活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れの具体性の説明を求めたところ、実施機関は、（特定の）市内の各県立高等学校に本件事案があったか確認する問い合わせがあったほか、実施機関の担当課への問合せ等もはっきりなしに入り、記録できたものだけで電話19件に及び通常の事務対応に影響があり、これらの問合せ等が直接特定の高等学校にあった場合には、教育活動の適正な遂行に支障を及ぼす具体的なおそれがあったと説明した。

また、実施機関は、本件事案を含む生徒指導に関する事案において生徒指導に至る経緯、実施機関としての考え方などを当該生徒の保護者以外の者に対して説明するに当たり、指導の対象となった生徒の特定を避ける配慮からも、学校名を明らかにできない旨の説明を行うこととしていると、当審議会に説明している。

本件事案を含め生徒指導に関する事案について、実施機関から一定の事実を明らかにして説明を行う場合、具体の高等学校名を明らかにすると、当該対象生徒の特定につながり、「個人に関する情報…であって、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたいと認められるもの」（条例第6条第1号）を明らかにすることとなることは考えられうるところである。

本件処分の理由において実施機関は条例第6条第1号の非公開情報を公開することになることを理由としていないが、当審議会としては、同条同号を理由とすることも考えられるところではあるが、同条第6号の非公開情報としても具体の高等学校名を明らかにすることにより、世間の耳目を集め、当該高等学校に多数の問い合わせ等がなされ、当該生徒個人への影響ひいては教育課題への対処に支障をきたすことは現実に想定されるところであり、「当該事務若しくは事業の性質上、当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（条例第6条第6号）は認められると考えられる。

なお、審査請求人は、特定の説明会において高等学校名を特定した議論がなされていたこと等を主張するが、情報公開制度に基づき公開される情報はあらゆる請求者に対して公開されるものであることを鑑みれば、特定の説明会における事実の有無をもって、本件決定の当否の判断に拠らしむべきこととすることはできない。

また、審査請求人は、条例前文の県等の諸活動を県民に説明する責務を果たすため、校務運営の責任者として校長が説明責任を負うべきこと等を述べ、本件処分の通知書に特定の高等学校が付す文書番号が付され、教育委員会名及び兵庫県教育委員会印が用いられていることをもって、校長が説明責任を果たしておらず、公文書偽造に該当するようなことが行われていると主張しているが、実施機関は、実施機関が制定した規則及び規程に基づき、当該特定の高等学校長による専決のもと、条例第1条第1項で定める実施機関たる教育委員会として本件処分を行っていると思えられる。

よって、本件公開請求文書は、その存否を答えるだけで条例第6条第6号の非公開情報を公開することとなるため、条例第9条の規定により、本件公開請求文書の存否を明らかにしないで、本件公開請求を拒否したことは、妥当と認められる。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和6年1月5日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和6年1月23日	・ 審査請求人から意見書を受領
令和6年3月22日 第2部会（第115回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和6年4月23日 第2部会（第116回）	・ 審議
令和6年4月26日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男